

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目次

規 則	目 次	ページ
秋田県行政組織規則の一部を改正する規則(六四・総務課)……………		1
秋田県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例施行規則(六五・環境整備課)……………		1
秋田県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則(六六・港湾空港課)……………		10
秋田県入港料徴収条例施行規則の一部を改正する規則(六七・港湾空港課)……………		12
建築基準法施行細則の一部を改正する規則(六八・建築住宅課)……………		12

規 則

秋田県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十五年八月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第六十四号

秋田県行政組織規則の一部を改正する規則

秋田県行政組織規則(昭和五十六年秋田県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六十六款 福岡事務所(第九百九十四条・第九百九十五条)」を「第六十六款 福岡事務所(第九百九十四条・第九百九十五条)」に改める。

款の二 シンガポール事務所(第九百九十五条の二・第九百九十五条の三)」に改める。

第十一条第一項産業経済政策課の項中第十九号を第二十号とし、第十八号を第十九号とし、第十七号の次に次の一号を加える。

十八 シンガポール事務所に関すること。

第十五条中「福岡事務所」を「福岡事務所」に改める。

第二章第三節第六十六款の次に次の一款を加える。

第六十六款の二 シンガポール事務所
(事務)

第九百九十五条の二 シンガポール事務所は、県内企業の海外活動の支援、観光の紹介及び貿易に関する情報の収集を行う機関とする。

第九百九十五条の三 シンガポール事務所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
秋田県シンガポール事務所	シンガポール共和国チュリア通り六十五

附 則

この規則は、平成十五年九月一日から施行する。

秋田県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例施行規則をここに公布する。

平成十五年八月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第六十五号

秋田県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、秋田県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例(平成十四年秋田県条例第七十五号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(事前協議)

第二条 条例第三條第一項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 県外産業廃棄物の性状

二 県外産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行う産業廃棄物処理業者等

三 県外産業廃棄物の処分を行う施設

四 県外産業廃棄物の処分方法

五 県外産業廃棄物を搬入しようとする理由

2 条例第三條第一項の規定による協議は、県外産業廃棄物搬入事前協議書(様式第

- 1号) により行うものとする。
 - 3 前項の協議書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
 - 一 県外排出事業者の住民票の写し(法人にあつては、登記簿の謄本)
 - 二 県外産業廃棄物の成分の分析の結果を記載した書類
 - 三 県外産業廃棄物が生ずるまでの工程の概要図
 - 四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
 - 4 条例第三条第一項の規定による協議内容の変更の協議は、県外産業廃棄物搬入変更協議書(様式第二号)により行うものとする。この場合においては、変更の内容を示す書類を添付するものとする。
 - 5 条例第三条第一項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるもの(他の協議内容の変更を伴う場合を除く。)とする。
 - 一 県外産業廃棄物の数量の減少
 - 二 県外産業廃棄物の搬入期間の短縮
 - 三 県外産業廃棄物の数量の減少及び搬入期間の短縮
 - 6 条例第三条第一項の県外産業廃棄物の搬入期間は、一年以内とする。
- (協定の締結)
- 第三条 条例第四条第一項の規定による協定の締結は、県外産業廃棄物搬入協定書(様式第三号)により行うものとする。
- 2 条例第四条第一項の環境保全協力の額は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、当該下欄に定める額とする。

最終処分を行うための搬入	搬入量一トンにつき	五百円
中間処理を行うための搬入	搬入量一トンにつき	二百円
再生利用を行うための搬入	搬入量一トンにつき	五十円

備考

- 一 この表において、「最終処分」とは、県外産業廃棄物を埋立処分することを含む。
- 二 この表において、「中間処理」とは、発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の中途において県外産業廃棄物を処分すること(再生利用を除く。)をいう。
- 三 この表において、「再生利用」とは、次のいずれかに該当するもの(県外産業廃棄物に係るものに限る。)をいう。

- (一) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「省令」という。)(第十条の三第三号の規定により、環境大臣の指定を受けた者が、環境大臣が指定したものを処分する)と。
 - (二) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十七号)(第十五条の四の二第一項の規定により、環境大臣の認定を受けた者が、省令第十二条の十二の二に規定する産業廃棄物の再生利用を行う)と。
 - (三) 産業廃棄物の処分を行う産業廃棄物処理業者等(以下「産業廃棄物処分業者」という。)(が、次の算式により算定して得た数値が〇・九以上となる産業廃棄物の処分を行う)こと。
- 搬入
- $$\frac{\text{産業廃棄物の搬入量} \times \text{搬入単価}}{\text{産業廃棄物の搬入量} + \text{分した後の産業廃棄物の搬入量}} \times 100 \geq 90$$

- (報告)
- 第四条 条例第六条の規定による報告は、県外産業廃棄物搬入状況報告書(様式第四号)により、一月から六月までの間における搬入にあつては七月末日までに、七月から十二月までの間における搬入にあつては翌年一月末日までに行うものとする。
- (身分証明書)
- 第五条 条例第七条第二項に規定する身分を示す証明書の様式は、様式第五号によるものとする。
- (意見の陳述)
- 第六条 条例第九条第二項の規定による意見の陳述(以下「意見陳述」という。)(は、知事が口頭であることを認めるときを除き、意見を記載した書面(以下「意見書」という。)(を提出して行うものとする。
- 2 知事は、意見書の提出期限(口頭で意見陳述をすることを認めた場合には、その日時)までに相当の期間において、意見陳述の機会が付与されるべき者に対し、次の事項を書面により通知するものとする。

- 一 公表しようとする事実の内容及びその理由
 - 二 意見書の提出先及び提出期限(口頭で意見陳述をすることを認めた場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所)
- 附 則

この規則は、平成十六年一月一日から施行する。

様式第 1 号 県外産業廃棄物搬入事前協議書 (第 2 条関係)

(表面)

(A 4 判)

県外産業廃棄物搬入事前協議書

年 月 日

秋田県知事 様

住 所

氏 名



(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり協議します。

排 出 事 業 所	名 称			
	所 在 地			
県内で処分するために搬入しようとする 県外産業廃棄物	種 類			
	数 量 (トン)			
	性 状			
	処 分 方 法			
	搬 入 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		

(裏面)

産 業	収 集 ・ 運 搬	氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）				
		住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）				
		許 可 年 月 日	年	月	日	許 可 番 号
廃 棄 物 処 理	中 間 処 理	氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）				
		住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）				
		許 可 年 月 日	年	月	日	許 可 番 号
		県外産業廃棄物の処分を行う施設の名称及び所在地				
業 者 等	最 終 処 分	氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）				
		住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）				
		許 可 年 月 日	年	月	日	許 可 番 号
		県外産業廃棄物の処分を行う施設の名称及び所在地				
県外産業廃棄物を県内へ搬入しようとする理由						
備 考						

様式第 2 号 県外産業廃棄物搬入変更協議書 (第 2 条関係)

(A 4 判)

県外産業廃棄物搬入変更協議書

年 月 日

秋田県知事 様

住 所

氏 名



(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり協議します。

変 更 の 内 容	変 更 後	
	変 更 前	
変 更 の 理 由		

様式第 3 号 県外産業廃棄物搬入協定書 (第 3 条関係)

(A 4 判)

県外産業廃棄物搬入協定書

(以下「甲」という。) と秋田県 (以下「乙」という。) とは、秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例第 4 条第 1 項の規定に基づき、 年 月 日付けで協議が成立した県外産業廃棄物の搬入について、次のとおり協定を締結する。

第 1 条 甲は、乙との協議の内容を遵守し、県外産業廃棄物を適正に処理する。

第 2 条 協定期間は、 年 月 日から環境保全協力金の納入が終了するまでとする。

第 3 条 甲は、乙に対し環境保全協力金を納入する。

2 環境保全協力金の額は、秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例施行規則第 3 条第 2 項の表に定める金額に条例第 6 条の規定により報告した県外産業廃棄物の搬入量に乗じて得た額とする。

3 環境保全協力金の額に100円未満の額があるときはその額を、環境保全協力金の全額が500円未満であるときは全額を切り捨てるものとする。

第 4 条 甲の環境保全協力金の納入は、乙が送付する納入通知書により行うものとする。

第 5 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を 2 通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

年 月 日

甲 住 所
氏 名 ⑧

(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

乙 秋田県知事 ⑧

様式第 4 号 県外産業廃棄物搬入状況報告書 (第 4 条関係)

(A 4 判)

県外産業廃棄物搬入状況報告書			
		年 月 日	
秋田県知事 様		住 所	
		氏 名 ㊟	
		(法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名)	
		電話番号	
秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例第 6 条の規定により、次のとおり報告します。			
搬 入 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
	最 終 処 分	中 間 処 理	再 生 利 用
搬 入 先	氏名 (法人にあっては、 名称及び代表者の氏名)		
	住所 (法人にあっては、 主たる事務所の所在地)		
	県外産業廃棄物の 処分を行った施設 の名称及び所在地		
	産 業 廃 棄 物 の 種 類	搬 入 量 (ト ン)	摘 要
搬 入 実 績	最 終 処 分		
		合計	
	中 間 処 理		
合計			
再 生 利 用			
	合計		

- 備考 1 搬入量については、小数点以下第 3 位まで記載してください。
 2 摘要欄には、埋立て、焼却、中和その他具体的な処分の内容を記載してください。

様式第 5 号 身分証明書 (第 5 条関係)

(表面)

<p>身分証明書</p> <p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: right;">職氏名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <p>秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例第 7 条第 1 項の規定による立入検査をすることができる職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日交付</p> <p style="text-align: right;">秋田県知事 印</p>	↑ ↓	6 0 0 セ ン チ メ ー ト ル
← 8.5センチメートル →		

(裏面)

<p>秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例抜粋</p> <p>(立入検査)</p> <p>第 7 条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、県外産業廃棄物を県内で処分するために搬入する県外排出事業者又は当該県外排出事業者から委託を受けて県外産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分を行う産業廃棄物処理業者等に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に、事務所若しくは事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることについて協力を求めることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p>

秋田県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十五年八月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第六十六号

秋田県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県港湾施設管理条例施行規則（昭和三十四年秋田県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、条例第三条第一項の規定により秋田港、船川港又は能代港の係留施設（マリーナ施設に係るものを除く。）の使用の許可を受けようとする者は、港湾法（昭和二十五年法律第一百十八号）第五十条の二第六項に規定する電子情報処理組織を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに記載すべき事項を記録することによつて当該使用の許可の申請を行うことができる。
第一条に次の一項を加える。

5 前項の規定にかかわらず、第二項の規定による申請を行い許可を受けた者が、条例第三条第三項の規定により当該許可に係る事項を変更しようとするときは、第二項の規定の例により変更の許可の申請を行うことができる。
様式第一号を次のように改める。

様式第 1 号 係留施設使用許可申請書 (第 1 条関係)

(A 4 判)

(記号及び番号)
年 月 日

秋田県知事 様

住 所
氏 名

係留施設の使用許可について (申請)

次のとおり (岸壁、物揚場) を使用したいので、秋田県港湾施設管理条例第 3 条第 1 項の規定により申請します。

船 名					
船 種		船 の 国 籍			
使 用 目 的					
係 留 施 設 名					
総 ト ン 数	トン	着 港 前 寄 港 名			
		出 港 後 寄 港 名			
長 さ	メートル	入 出 港 時 最 大 喫 水 (満 船 時 喫 水)	メートル		
幅	メートル				
係 留 期 間	年 月 日	時 分	から	時 分	時 間 分
実 係 留 期 間	年 月 日	時 分	から	時 分	時 間 分
使 用 料	岸 壁 物 揚 場	円			
主 な 揚 荷			主 な 積 荷		
品 名	数 量	仕 出 港	品 名	数 量	仕 向 港

- (注) 1 太枠内は、記入しないでください。
2 印の欄は、申請時に確定している場合に記入してください。
3 入出港時最大喫水が申請時に確定していない場合は、満船時喫水を記入してください。

附 則

この規則は、平成十五年九月一日から施行する。

秋田県入港料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年八月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第六十七号

秋田県入港料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県入港料徴収条例施行規則（昭和五十三年秋田県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第五条中「準じて」を「準じた届出書により」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の届出は、港湾法第五十条の二第六項に規定する電子情報処理組織を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに記載すべき事項を記録することによつて行うことができる。

第七条中「第五条」を「第五条第一項」に改める。

附 則

この規則は、平成十五年九月一日から施行する。

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年八月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第六十八号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和四十七年秋田県規則第四十四号）の一部を次のように改正する。

第三条の二中「第一条の三第一項の表の(ハ)項」を「第一条の三第一項の表一の(ハ)項」に改める。

第十条第二項中「いう」の下に「。以下同じ」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 法第十二条第一項の規定による調査結果の報告書には、知事が別に定める様式により調査資格者が作成した定期調査票を添えなければならない。

第十一条第五項及び第六項を次のように改める。

5 法第十二条第二項の規定による検査結果の報告書には、第一項の昇降機及び第三項の工作物にあつては定期検査成績表及び検査表を、第一項の建築設備にあつては

建築設備定期検査項目表を添えなければならない。

6 前項の定期検査成績表、検査表及び建築設備定期検査項目表は、報告の日前三月以内に知事が別に定める様式により検査資格者（法第十二条第二項の規定による建築士又は国土交通大臣が定める資格を有する者をいう。）が検査し、作成したものでなければならない。

第十五条第一項中「第一条の三第一項の表(イ)項」を「第一条の三第一項の表一の(イ)項」に改め、同項第一号中「第一条の三第一項の表(ハ)項」を「第一条の三第一項の表一の(ハ)項」に改め、同項第三号中「第一条の三第一項の表(イ)項及び(ロ)項」を「第一条の三第一項の表一の(イ)項及び(ロ)項」に改め、同項(イ)項に「同表(ロ)項」を「同表(イ)項」に改め、同条第二項及び第三項中「第一条の三第一項の表(イ)項」を「第一条の三第一項の表一の(イ)項」に改める。

第十五条の二第一項中「第一条の三第一項の表(イ)項」を「第一条の三第一項の表一の(イ)項」に改め、同項第一号中「第一条の三第一項の表(ハ)項」を「第一条の三第一項の表一の(ハ)項」に改め、同項第二号中「第一条の三第一項の表(イ)項及び(ロ)項」を「第一条の三第一項の表一の(イ)項及び(ロ)項」に改める。

様式第八号及び様式第九号を次のように改める。

様式第8号及び様式第9号

附 則

この規則は、平成十五年九月一日から施行する。ただし、第三条の二、第十五条及び第十五条の二の改正規定は、公布の日から施行する。

発行者 秋 田 県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金 一月三千五百円

印刷所
印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 862-8766 FAX 863-0005
E-mail: matsubara@matsubarainst.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄

